

「教育懈怠(けたい)」、「誰何(すいか)」、「警送(けいそう)」

警備員は欠格要件をクリアして警備会社に採用されると、法定教育をうけなければなりません。

「はじめに」では「4日間」と書きましたが、厳密には日数ではなく時間数が警備業法施行規則の第三八条で定められています。**基礎教育に15時間、業務別教育に15時間という合計30時間**のカリキュラムです。1日あたり8時間で研修を行う場合、30時間をクリアするためには4日間を要します。

基礎教育では警備業務実施の基本原則や警備員の資質向上にかかわる知識、さらに法令や事故発生時の連絡、そして応急措置について講義形式で学びます。また、業務別教育では、実技訓練も含みながら、警備業務の区分に応じた専門的な知識や技術を学びます。

...

一方で、現職の警備員も、**半年ごとに基礎教育3時間、業務別教育5時間の合計8時間の「現任教育」**を受けなければなりません。

現任教育の教育期も、「4月1日から9月30日まで」の前期と「10月1日から3月31日まで」の後期が警備業法施行規則で定められています。この期間内に現任教育を受けられなかった警備員は、いくら有能な人員であっても、警備業務に従事することができなくなります。

また、定められた通りに法定教育を行わなかった警備会社は、「**教育懈怠(けたい)**」として処分の対象になります。

表2-1 警備業務の種類と構成比

警備業者 区分	警備業者数	構成比
総数(4条業者)	9,434	—
1号警備業務	6,847	72.6
施設	6,705	71.1
巡回	2,361	25.0
保安	1,719	18.2
空港保安	72	0.8
機械	650	6.9
住宅を対象	481	5.1
住宅以外を対象	593	6.3
2号警備業務	7,008	74.3
交通誘導	6,658	70.6
雑踏	3,619	38.4
3号警備業務	702	7.4
貴重品運搬	698	7.4
現金輸送	506	5.4
現金輸送以外の貴重品運搬	392	4.2
核燃料物質等運搬	9	0.1
その他	24	0.3
4号警備業務	657	7.0
緊急通報サービス	177	1.9
緊急通報サービス以外	508	5.4

出典：警察庁「平成28年における警備業の概況」

- 1号警備業務 施設を守る
- 2号警備業務 不特定多数の人や車両を誘導する
- 3号警備業務 貴重品や危険物を運ぶ
- 4号警備業務 身辺を守る

警備員も施設管理権を委託されることで、侵入者に「どちらさまですか?」「何をしていますか?」などと声をかけ（「誰何(すいか)」といいます）、正当な理由がなく侵入していた場合は退去を促すことができます。

民間人であっても、刑事訴訟法の第二一三条で現行犯逮捕が認められていますので、現行犯を目撃した場合には被疑者の身柄を捕捉することができます。万引きは刑法の第二三五条（窃盗罪）に違反する犯罪行為ですので、身柄を捕捉する法的根拠があります。

・・・

ただし、**警備員は民間人ですので、取調べをする権限はありません。**被疑者を捕捉した場合は、すみやかに警察に通報することになっていますので、取調べは警察官が行います。

なお、「代金を支払うから許して」とか「学校には連絡しないで」などと懇願したり、「逆ギレ」して逃れようとする現行犯もいますが、現在は通用しません。かつては店長や警備員による「説諭」で更生を促す取り組みも行われてきましたので、お咎めだけで許してもらえられているのでしょうか。

しかし、2010年に警察庁が万引きの全件通報を徹底するよう通達してから、「万引きしたら即警察」（「警察へ送る」という意味で「警送(けいそう)」といいます）になっていますので、ゴネ得はありません。

なお、保安警備については第4章でも取り上げます。

機械警備の場合、警備員が現場到着まで25分以内。

・・・

このように、機械警備は料金を安価に抑えるのが宿命でありながら、莫大な費用を回収しなければならぬ難しいサービスだといえます。これが、担当する警備員を容易に増やせない理由です。

結果的に、**警備員は過剰な業務負担と長時間労働を強いられることとなります。**警備員一人あたりの警備対象施設数（この比率を「負担率」といいます）は、大手の警備会社の場合はおおむね200件程度、施設密集地では300件程度になることもあります。

・・・

また、警備員の勤務時間は、**夜勤であれば18時から翌朝9時まで**とする場合が多いようです。いつでも異常発報に対応できるよう、基本的に警備員は担当地区の営業所にいるか、警備車両に乗ったまま待機しています。警備員にとって、一人で過ごす時間が長いと同時に、異常発生に備えている必要がありますので、それなりに苦痛を感じます。

緊急通報サービスは警備対象者の身辺や警備対象物を  
守るので4号警備にあたります。

ただし、緊急通報サービス専任の警備員はほとんどいませんので、基本的には機械警備を  
担当する警備員が現場に駆けつけます。

すなわち、**警備は歴史的に人材派遣と同列の「ヤクザ稼業」**であり、警備業も「ヤクザの  
系譜」に位置づけられる商売だとみなされているのです。

もちろん、土木工事はインフラ整備のために行われる公共的な事業ですので、それ自体が  
ヤクザ稼業というわけではありません。しかし、現場で必要とされる人数にあわせて、的確  
に人材を派遣するためには、普段から相応の人材を確保しておく必要があります。

そこで考え出されたのが「寄せ場」と呼ばれる場所に集まる日雇い労働者の中から、そ  
の日に必要な人数を工事現場へ派遣するスタイルです。

その寄せ場の仕切りを担っていたのが当時の町奴であり、現在のヤクザなのです。長兵衛  
も町奴の一人として、ヤクザ稼業に手を染めていたこととなります。つまり、「警備のヒー  
ロー」と「ヤクザ」は表裏一体だったのです。

高齢者が多い警備業務は、施設警備と交通誘導警備です。

2018年現在、大型のオフィスビルや商業施設では、**警備業務検定に合格した「専門  
家」としての警備員が配属**され、ハイテクな機器を駆使した高度な警備体制が組みされていま  
す。一方で、中小規模の施設ではハイテクな機器を駆使しなくても全体を見回れることもあ  
り、旧態依然とした「雑用係」の守衛のイメージに近い警備体制が組みられています。

さらに、警備員は人間ですから、気力、体力、能力などの個人差があります。その個人差  
は警備員の「個性」となって表れます。そして、その個性によって「専門家向き」と「雑用  
係向き」分かれます。

警備会社は「専門家向き」が求められる現場と、「雑用係向き」が求められる現場を見極  
めて、適材適所になるように警備員の人員配置を考えます。その結果、高度な警備体制を要  
求される現場には若手の「専門家向き」の警備員が配属され、**守衛のイメージが求められる  
現場には高齢の「雑用係向き」の警備員が配属**されるのです。

こうして、「雑用係向き」の警備員と、そのような警備員を求める現場があるために、「守  
衛の系譜」に位置づけられる警備業務が脈々と続いているのです。

~~~~~

## 特徴と特長

特徴の意味は他のものと比べて特に目立つ点で、特長の意味は他のものと比べて特に優れている点というこ  
とになります。たとえば、「この商品の特長は、従来製品よりも電池の持ちが良くなった点です」といいこ  
とを伝えるのに特長を使いますが、「彼の特長は猫背であることだ」という風に単なる風貌の違いを伝える場

合は特長を用いません。

~~~~~

表 5-1 2017年警備業売上高ランキングの上位5社

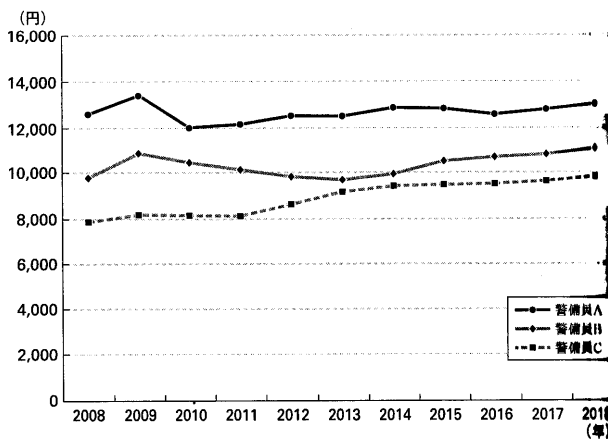
順位	社名	所在地	売上高(円)
1	セコム	東京	3824億7624万
2	総合警備保障 (ALSOK)	東京	2295億 400万
3	アサヒセキュリティ	東京	421億1367万
4	セントラル警備保障	東京	405億 595万
5	全日警	東京	369億 319万

出典：『警備保障タイムズ』2017年12月21日付

表 5・1 は警備業界紙の『警備保障タイムズ』の調べによる「2017年警備業売上高ランキング」の上位5社です。1位はセコム、2位は総合警備保障となっていて、この両社が「大手2社」といわれています。ちなみに、大手2社はいずれも東証一部上場の大企業です。

施設警備の労務単価は、次のように「警備員 A」「警備員 B」「警備員 C」の三つに分けられています。  
警備員 A=施設警備業務検定 1 級もしくは実務経験 6 年以上の警備員  
警備員 B=施設警備業務検定 2 級もしくは実務経験 3 年以上 6 年未満の警備員  
警備員 C=警備員 A や B の指示に従って作業を行う実務経験 3 年未満の警備員

図 5-3 施設警備の労務単価の推移



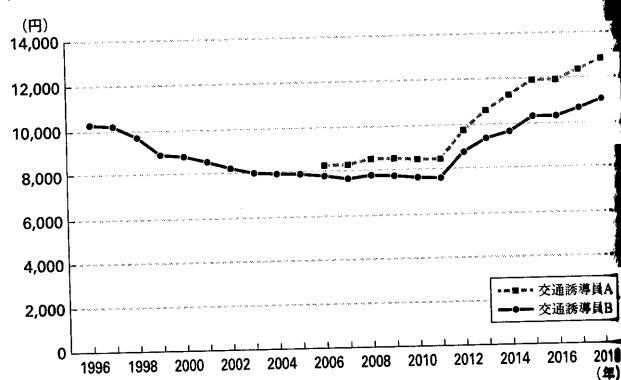
出典：国土交通省「建築保全業務労務単価」をもとに筆者作成

交通誘導警備の場合、警備業務検定の有無によって「交通誘導員 A」と「交通誘導員 B」の二つに分けられています。

交通誘導員 A=交通誘導警備業務検定 1 級または 2 級に合格した警備員  
交通誘導員 B=交通誘導員 A 以外で交通誘導に従事する警備員

このように、交通誘導員については在職年数が考慮されていませんし、検定の1級と2級も区別されていません。

図5-5 交通誘導員の労務単価（1996年～2018年）



出典：国土交通省「公共工事設計労務単価」をもとに筆者作成

労働者供給事業を行う場のことを、「寄せ場」といいます。東京であれば「山谷」、大阪であれば「釜ヶ崎」（あいりん地区）などが代表的な寄せ場です。寄せ場に集まった日雇い労働者を、「手配師」といわれる仲介者が選り分けて、必要人数にあわせて工事現場に送ることで、需給を調整していました。

第1章で説明した通り、現在の警備業は、「人材派遣」とは区別されていますし、警備員も「日雇い労働者」ではありません。しかし、実質的に警備会社は「警備員の手配師」として、警備員を工事現場へ送る役割を担っています。すなわち、交通誘導警備は「寄せ場の系譜」に位置づけられるのです。

近年、寄せ場は外国人バックパッカーなどに人気があり、だいぶ雰囲気が変わりましたが、その理由は宿泊料が安い簡易宿泊施設が多いからです。かつては「木賃宿きちんやど」といわれ、寄せ場に集まる日雇い労働者が寝泊まりしていました。

木賃宿が密集したことから、寄せ場は「宿（やど）」を逆さ読みにして「ドヤ」（または「ドヤ街」）ともいわれ、下層社会の底辺を象徴する場所でした。社会保険とはまったく無縁の、その日暮らしの生活です。

寄せ場の系譜が脈々と続いてきた以上、**交通誘導警備で社会保険の加入率が低いのは当然のこと**といえます。しかし、2012年に寄せ場の系譜を断ち切る動きが出てきたのです。

「警備員が定着しない要因は、低賃金かつ長時間労働にある」

2018年現在の現金輸送車は、金庫室が内蔵されていて、二重構造の「ダブルロック」で守られています。さらに、警報装置や緊急停止装置が付いていますので、金庫室のこじ開けや乗り逃げが一切できない仕組みになっています。

産業界では「コンプライアンス」（法令順守）という言葉が普及していますが、法令を守るのであれば、現金輸送車や機械警備の車両をコインパーキングなどに入れて、そこから現

金や用具を手運びしなければなりません。当然ながら、現金が狙われる危険性や、障害対応の遅れによる不利益が発生する可能性が高まります。

このように、「防犯」や「障害の早期復旧」を優先すれば「コンプライアンス」が犠牲になり、「コンプライアンス」を優先すれば「防犯」や「障害の早期復旧」が犠牲になるという状態なのです。

警備業の「専門性」と「生活安全産業」としての位置づけを考える上で、今後の重要な課題といえるでしょう。